

第7回  
館林市・板倉町合併協議会  
会議資料

日時：平成29年8月30日（水）午後2時

場所：館林市文化会館小ホール



議案第17号

合併協定項目23-12 児童福祉事業について

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-12 児童福祉事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>2 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。</li><li>3 ファミリー・サポート・センター事業については、合併時に統合する。</li><li>4 地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。</li><li>5 放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、合併時に統合する。</li><li>6 児童館運営については、合併時に再編する。</li></ol>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	1 子ども・子育て支援事業計画
調整方針	子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林市子ども・子育て支援事業計画</p> <p><b>【目的】</b> 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める。</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成27年度～平成31年度</p> <p><b>【策定体制等】</b></p> <p>1 策定体制 館林市子ども・子育て会議（年2回）</p> <p>2 委員定数 15名</p> <p>3 策定内容</p> <p>(1) 各年度の幼稚園、保育園、認定こども園等の必要利用定員数など、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(2) 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容</p>		<p>○板倉町子ども・子育て支援事業計画</p> <p><b>【目的】</b> 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める。</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成27年度～平成31年度</p> <p><b>【策定体制等】</b></p> <p>1 策定体制 板倉町子ども・子育て会議（年2回）</p> <p>2 委員定数 15名</p> <p>3 策定内容</p> <p>(1) 各年度の幼稚園、保育園、認定こども園等の必要利用定員数など、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(2) 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容</p>	
		具体的な調整内容	
		子ども・子育て支援事業計画については、合併時は市町の事業計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	2 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談
調整方針	家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 家庭児童相談室</p> <p><b>【目的】</b>          児童の発達、養育、困りごと、児童虐待など、家庭児童福祉に関する相談に応じ、家庭における適正な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 実施体制          家庭児童相談員 2名（嘱託職員）          祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後4時</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>① 性格、生活習慣等に関する相談          ② 知能、言語に関する相談          ③ 非行に関する相談          ④ 家庭関係に関する相談          ⑤ 環境福祉に関する相談          ⑥ 心身障がいに関する相談</p> <p>(3) 関係機関との連携          相談から適正な支援につなげるため、児童相談所、保健センター、幼稚園、保育園、学校等と密接に連携しながら業務を行う。</p>		<p>1 家庭児童相談</p> <p>家庭児童相談室を設置していないため、相談等がある時は、町職員が東部児童相談所（群馬県）と連携して対応している。</p>	
具体的な調整内容			
<p>家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に総合相談窓口として一元化し再編する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 婦人相談</p> <p><b>【目的】</b> 配偶者や交際相手からの暴力、離婚問題、男女問題、デートDV、家庭不和等の日常生活における何らかの悩み相談に幅広く応じ、関係機関と連携して必要な援助や指導を行う。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 実施体制 婦人相談員 1名（嘱託職員） 祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後4時</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>① 売春防止法に基づく要保護女子等の発見、相談及び指導等</p> <p>② DV防止法に基づく配偶者からの暴力被害者の相談及び指導</p> <p>(3) 関係機関との連携 相談から適正な支援につなげるため、女性相談所、群馬県女性相談センター、警察等と連携しながら業務を行う。</p>	<p>2 婦人相談</p> <p>婦人相談員を設置していないため、相談等がある時は、町職員が女性相談所及び群馬県女性相談センター（群馬県）と連携して対応している。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 母子・父子自立支援相談</p> <p><b>【目的】</b> 母子家庭、父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭及び寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 実施体制 母子・父子自立支援員 1名（嘱託職員） 祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ※水曜日のみ午後3時まで</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>① ひとり親に対する生活一般についての相談、自立に必要な情報提供及び指導</p> <p>② ひとり親に対する職業能力の向上及び求職活動に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金</li> <li>・母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>・就労相談会の開催</li> </ul> <p>(3) 関係機関との連携 適切な自立支援に向けて、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携するとともに、民生委員・児童委員等と常に連絡協力している。</p>	<p>3 母子・父子自立支援相談</p> <p>母子・父子自立支援員を設置していないため、相談等がある時は、町職員が館林保健福祉事務所（群馬県）と連携して対応している。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	3 ファミリー・サポート・センター事業
調整方針	ファミリー・サポート・センター事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b>                  仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てができるための環境づくりを推進し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 実施体制                  社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託                  アドバイザー 2名                  月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時</p> <p>2 事業内容                  育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行える人（まかせて会員）により組織し、会員の相互援助を仲介し、次に掲げる援助活動を行う。</p> <p>(1) 冠婚葬祭、病気、外出による会員の外出時や保育施設等の開始前又は終了後の児童の預かり</p> <p>(2) 保育施設等への児童の送迎</p> <p>(3) 病児・病後児の預かり又は医療機関への受診</p> <p>3 対象者                  概ね生後3か月の乳児から小学6年生までの児童</p>		事業なし	
		具体的な調整内容 ファミリー・サポート・センター事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。	



現 況				具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町		
4 会員資格				
(1) おねがい会員 市内に住所を有する者				
(2) まかせて会員 市内又は市内近郊に居住する者で、心身ともに健康な、自宅で子どもを預かることができる者				
5 利用料金（児童1人・1時間あたり）				
(1) 健常児				
利用日時		利用料金		
		一般	ひとり親家庭	
月～金曜日	7:00～19:00	700円	400円	
	上記時間外	800円	500円	
土日祝日	7:00～19:00	800円	500円	
	上記時間外	900円	600円	
(2) 病児（医師の診断前）				
利用日時		利用料金		
		一般	ひとり親家庭	
月～金曜日	かかりつけ医 診療時間内	1,300円	900円	
土日祝日		1,600円	1,200円	
(3) 病後児（医師の診断後）				
利用日時		利用料金		
		一般	ひとり親家庭	
月～金曜日	7:00～19:00	1,000円	650円	
	上記時間外	1,300円	950円	
土日祝日	終日	1,300円	950円	
※利用時間が1時間に満たない場合は、1時間あたりの金額とする。利用時間が1時間を超える場合は、その超えた時間が30分以下の場合は1時間あたりの金額の半額、30分を超えた場合は1時間あたりの金額とする。				
※複数の対象児童を預かる場合、同一世帯の2人目以降は半額とする。				

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	4 地域子育て支援拠点事業
調整方針	地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b> 子育て家庭等に対し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル活動等への支援を行うとともに、地域の保育ニーズに応じ、各保育所等の間で連携を図り、地域全体で子育て支援の基盤を形成することにより育児支援を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 1 事業内容 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等 2 実施施設 (1) 長良保育園地域子育て支援センター ・一般型（5日開所） ・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時30分～午後0時30分 午後1時30分～午後4時30分 ・職員配置：保育士 2人 ・実施方法：直営</p>		<p><b>【目的】</b> 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。</p> <p><b>【概要】</b> 1 事業内容 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等 2 実施施設 (1) そらいろ保育園地域子育て支援センター ・一般型（5日開所） ・開館日：火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時～正午 午後0時30分～午後2時30分 ・職員配置：保育士 2人 ・実施方法：社会福祉法人赤い鳥保育会へ事業補助</p>	
		具体的な調整内容	
		地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 美園保育園地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型（5日開所）</li> <li>・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）</li> <li>・開館時間：午前9時30分～午後0時30分 午後1時30分～午後4時30分</li> <li>・職員配置：保育士 2人</li> <li>・実施方法：直営</li> </ul> <p>(3) 聖ルカ保育園地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型（5日開所）</li> <li>・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）</li> <li>・開館時間：午前9時30分～午後1時 午後2時30分～午後5時</li> <li>・職員配置：保育士 2人</li> <li>・実施方法：社会福祉法人聖ルカ会へ委託</li> </ul> <p>(4) ももの木保育園地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型（5日開所）</li> <li>・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）</li> <li>・開館時間：午前9時30分～午後1時 午後2時30分～午後5時</li> <li>・職員配置：保育士 1人 看護師 1人（保育士資格あり）</li> <li>・実施方法：社会福祉法人山びこ会へ委託</li> </ul>		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(5) 社会福祉協議会地域子育て支援センターわくわくらんど <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般型（5日開所）</li> <li>・ 開 館 日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）</li> <li>・ 開館時間：午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分</li> <li>・ 職員配置：常時2人配置 （保育士2人、幼稚園教諭1人、 資格なし1人）</li> <li>・ 実施方法：社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託</li> </ul>		

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	5 放課後児童健全育成事業
調整方針	放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p><b>【目的】</b> 保護者が労働により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 対象児童 小学校1～6年生</p> <p>(2) 施設数 16か所 公設民営 10か所 民設民営 6か所</p> <p>(3) 実施方法 各児童クラブへ委託</p>		<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p><b>【目的】</b> 昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童等の育成・指導に資するために、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織としての学童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 対象児童 小学校1～6年生</p> <p>(2) 施設数 5か所 公設民営 3か所 民設民営 2か所</p> <p>(3) 実施方法 各児童クラブへ委託</p>	
具体的な調整内容			
放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 保育時間 平 日 放課後～最遅 午後7時30分 土曜日 最早 午前7時～最遅 午後7時30分 ※各児童クラブにより異なる</p> <p>(5) 保育料 最低 月額6,000円、最高 月額12,000円 ※各児童クラブにより、入会金、延長保育料、土曜日及び長期休暇中の保育料の割増等の別途負担や、きょうだい同時利用や母子世帯等に対する保育料の減免がある。</p> <p>(6) 利用手続 直接各児童クラブに利用申込みを行う。</p>	<p>(4) 保育時間 平 日 放課後～最遅 午後7時 土曜日 最早 午前7時～最遅 午後7時 ※各児童クラブにより異なる</p> <p>(5) 保育料 最低 月額3,000円、最高 月額15,000円 ※各児童クラブにより、入会金、延長保育料、土曜日や長期休暇中の保育料の割増等の別途負担がある。</p> <p>(6) 利用手続 直接各児童クラブに利用申込みを行う。</p>	

現 況		具体的な調整内容								
館 林 市	板 倉 町									
<p>2 保育料軽減補助</p> <p><b>【目的】</b> 子育て支援の一環として保育料の一部を補助することにより、児童クラブを利用する児童の保護者の経済的負担を軽減する。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 対象者 児童が在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯又は均等割額のみ課税の世帯</p> <p>(2) 補助額 次に定める割合により算出された額を補助する。ただし、月額3,000円を上限とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">非課税世帯</td> <td style="width: 50%;">保育料の2割</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯かつ母子等世帯</td> <td>保育料の3割</td> </tr> <tr> <td>均等割額のみ課税世帯</td> <td>保育料の1割</td> </tr> <tr> <td>均等割額のみ課税世帯かつ母子等世帯</td> <td>保育料の2割</td> </tr> </table>	非課税世帯	保育料の2割	非課税世帯かつ母子等世帯	保育料の3割	均等割額のみ課税世帯	保育料の1割	均等割額のみ課税世帯かつ母子等世帯	保育料の2割	<p>2 保育料軽減補助 事業なし</p>	<p>保育料軽減補助については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>
非課税世帯	保育料の2割									
非課税世帯かつ母子等世帯	保育料の3割									
均等割額のみ課税世帯	保育料の1割									
均等割額のみ課税世帯かつ母子等世帯	保育料の2割									

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	6 児童館運営
調整方針	児童館運営については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 児童館数 3か所</p> <p>2 開館日 火曜日～日曜日</p> <p>3 開館時間 午前10時～午後5時</p> <p>4 休館日 月曜日、国民の祝日の翌日、 年末年始（12月29日～翌年1月3日）</p> <p>5 利用料 無料</p> <p>6 施設</p> <p>(1) 児童センター</p> <p>① 実施方法 直営</p> <p>② 職員配置 4名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所長</li> <li>・ 児童厚生員 2名（保育士、体力増進指導員）</li> <li>・ 臨時職員 1名</li> </ul>		<p>【目的】 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 児童館数 1か所</p> <p>2 開館日 月曜日～土曜日</p> <p>3 開館時間 午前9時～午後5時15分</p> <p>4 休館日 日曜日、国民の祝日 年末年始（12月28日～翌年1月3日）</p> <p>5 利用料 無料</p> <p>6 施設</p> <p>(1) 板倉町児童館</p> <p>① 実施方法 直営</p> <p>② 職員配置 3名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 館長</li> <li>・ 児童厚生員 2名（臨時職員）</li> </ul>	
		具体的な調整内容	
		児童館運営については、開館日、開館時間及び休館日が異なるため、合併時に再編する。	



現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(2) 西児童館 ① 実施方法 直営 ② 職員配置 4名 ・館長（嘱託職員） ・児童厚生員 2名（保育士） ・臨時職員 1名  (3) 赤羽児童館 ① 実施方法 直営 ② 職員配置 4名 ・館長（嘱託職員） ・児童厚生員 2名（保育士） ・臨時職員 1名		



議案第18号

合併協定項目23-13 保育事業について

保育事業について、次のとおり提案する。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-13 保育事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。</li><li>2 子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。</li><li>3 支給認定については、合併時に再編する。</li><li>4 利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 保育料については、合併時に再編する。</li><li>(2) 軽減制度については、合併時に統合する。</li></ol></li></ol>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	1 公立保育園																																							
調整方針	公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。																																									
現		況																																								
館 林 市		板 倉 町																																								
1 市内の公立保育園		1 町内の公立保育園																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育園名</th> <th>定員</th> <th>給食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>東保育園</td> <td>150人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>六郷保育園</td> <td>150人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> <tr> <td>多々良保育園</td> <td>60人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>渡瀬保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>美園保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>成島保育園</td> <td>150人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>長良保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> <tr> <td>松波保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> </tbody> </table>		保育園名	定員	給食	南保育園	90人	自園調理(委託)	東保育園	150人	自園調理(委託)	六郷保育園	150人	自園調理(直営)	多々良保育園	60人	自園調理(委託)	渡瀬保育園	90人	自園調理(委託)	美園保育園	90人	自園調理(委託)	成島保育園	150人	自園調理(委託)	長良保育園	90人	自園調理(直営)	松波保育園	90人	自園調理(委託)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育園名</th> <th>定員</th> <th>給食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板倉保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> <tr> <td>北保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> </tbody> </table>		保育園名	定員	給食	板倉保育園	90人	自園調理(直営)	北保育園	90人	自園調理(直営)
保育園名	定員	給食																																								
南保育園	90人	自園調理(委託)																																								
東保育園	150人	自園調理(委託)																																								
六郷保育園	150人	自園調理(直営)																																								
多々良保育園	60人	自園調理(委託)																																								
渡瀬保育園	90人	自園調理(委託)																																								
美園保育園	90人	自園調理(委託)																																								
成島保育園	150人	自園調理(委託)																																								
長良保育園	90人	自園調理(直営)																																								
松波保育園	90人	自園調理(委託)																																								
保育園名	定員	給食																																								
板倉保育園	90人	自園調理(直営)																																								
北保育園	90人	自園調理(直営)																																								
2 開園日 月曜日～土曜日(祝日、年末年始除く)		2 開園日 月曜日～土曜日(祝日、年末年始除く)																																								
3 開園時間 月曜日～土曜日 午前7時～午後6時(南、東、六郷、多々良、長良) 午前7時～午後7時(渡瀬、美園、成島、松波)		3 開園時間 月曜日～金曜日 午前7時30分～午後7時30分 土曜日 午前7時30分～午後0時30分																																								
具体的な調整内容 公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。 ただし、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとする。																																										

現					況					具体的な調整内容
館 林 市					板 倉 町					
4 職員数 (平成29年4月1日現在)					4 職員数 (平成29年4月1日現在)					
	園長	保育士	調理員	合計		園長	保育士	調理員	合計	
正規職員	9人	62人	4人	75人	正規職員	2人	12人	0人	14人	
臨時職員	—	77人	6人	83人	臨時職員	—	18人	5人	23人	
5 職員配置基準 (国基準と同様)					5 職員配置基準 (国基準と同様)					
年齢	児童	保育士			年齢	児童	保育士			
0歳児	3	: 1			0歳児	3	: 1			
1歳児	6	: 1			1歳児	6	: 1			
2歳児	6	: 1			2歳児	6	: 1			
3歳児	20	: 1			3歳児	20	: 1			
4歳児	30	: 1			4歳児	30	: 1			
5歳児	30	: 1			5歳児	30	: 1			

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	2 子どものための教育・保育給付	
調整方針	子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p><b>【目的】</b>                  小学校就学前児童が幼稚園、認定こども園及び地域型保育を利用した場合に、その教育・保育に要する費用を市が保護者に代わって直接、利用施設に施設型給付費等を給付する。また、市が保育を必要とする小学校就学前児童を民間保育所へ入所委託した際に委託費を支払う。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等</p> <p>① 市内の認定こども園：富士認定こども園</p> <p>② 広域利用：市外の幼稚園、公立保育園                  認定こども園、地域型保育実施施設</p> <p>(2) 委託費</p> <p>① 市内の民間保育所：                  ルンビニ保育園、聖ルカ保育園、双葉保育園                  ももの木保育園、青柳保育園、三野谷保育園</p> <p>② 広域利用：市外の民間保育所</p> <p>2 公費負担</p> <p>国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>		<p><b>【目的】</b>                  小学校就学前児童が幼稚園、認定こども園及び地域型保育を利用した場合に、その教育・保育に要する費用を町が保護者に代わって直接、利用施設に施設型給付費等を給付する。また、町が保育を必要とする小学校就学前児童を民間保育所へ入所委託した際に委託費を支払う。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等</p> <p>① 町内の私立幼稚園：ひまわり幼稚園</p> <p>② 町内の認定こども園：まきば幼稚園、そらいろ保育園</p> <p>③ 広域利用：町外の幼稚園、公立保育園                  認定こども園、地域型保育実施施設</p> <p>(2) 委託費</p> <p>① 広域利用：町外の民間保育所</p> <p>2 公費負担</p> <p>国 1/2 県 1/4 町 1/4</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。</p>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	3 支給認定
調整方針	支給認定については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b>                  小学校就学前児童が幼稚園、保育園、認定こども園及び地域型保育を利用するために、市が支給要件に基づき1号・2号・3号の支給認定区分や保育必要量等の認定を行う。</p> <p><b>【概要】</b>                  1 支給認定区分                  (1) 1号認定（教育標準時間認定）                  満3歳以上の教育のみを受ける子ども                  (2) 2号認定（保育認定）                  満3歳以上の保育を必要とする子ども                  (3) 3号認定（保育認定）                  満3歳未満の保育を必要とする子ども</p> 2 保育認定の基準 (1) 就労（1か月あたりの就労時間の状態が48時間以上） (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい (4) 親族の介護・看護 (5) 災害復旧		<p><b>【目的】</b>                  小学校就学前児童が幼稚園、保育園、認定こども園及び地域型保育を利用するために、町が支給要件に基づき1号・2号・3号の支給認定区分や保育必要量等の認定を行う。</p> <p><b>【概要】</b>                  1 支給認定区分                  (1) 1号認定（教育標準時間認定）                  満3歳以上の教育のみを受ける子ども                  (2) 2号認定（保育認定）                  満3歳以上の保育を必要とする子ども                  (3) 3号認定（保育認定）                  満3歳未満の保育を必要とする子ども</p> 2 保育認定の基準 (1) 就労（1か月あたりの就労時間の状態が64時間以上） (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい (4) 親族の介護・看護 (5) 災害復旧	
		具体的な調整内容	
		支給認定については、保育認定の基準及び認定手続きが異なるため、合併時に再編する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(6) 求職活動 (支給認定期間は2か月) (7) 就学 (8) 虐待やDVの恐れがある (9) 育児休業期間中の継続利用 (10) その他市長の認める事由  3 認定手続き (1) 4月入園 ① 申請受付時期 ・保育園           1次受付：11月上旬～中旬 2次受付：1次受付以降随時 ・幼稚園           1次受付：11月中旬 2次受付：1次受付以降随時 ・認定こども園 施設による ② 認定時期           翌年1月末日以降  (2) 5月以降入園 ① 申請受付時期 ・保育園           入園希望月の前月15日まで ・幼稚園           入園希望月の前月末日まで ・認定こども園 入園希望月の前月15日まで ② 認定時期           入園月の前月末日  (3) 支給認定変更 ① 毎月20日までの変更申請に対し、翌日より認定変更する。 ② 満3歳の誕生日の到達による3号から2号への変更は、職権により認定変更する。	(6) 求職活動 (支給認定期間は90日) (7) 就学 (8) 虐待やDVの恐れがある (9) 育児休業期間中の継続利用 (10) その他町長の認める事由  3 認定手続き (1) 4月入園 ① 申請受付時期 ・保育園           1次受付：10月 2次受付：1次受付以降随時 施設による ・認定こども園 1号認定：幼稚園と同様 2号認定：保育園と同様 ② 認定時期           12月末日以降  (2) 5月以降入園 ① 申請受付時期 入園希望月の前月15日まで  ② 認定時期           入園月の前月末日  (3) 支給認定変更 ① 毎月15日までの変更申請に対し、翌日より認定変更する。 ② 満3歳の誕生日の到達による3号から2号への変更は、職権により認定変更する。	



館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	4 利用者負担額（保育料）	
調整方針	利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。 (1) 保育料については、合併時に再編する。 (2) 軽減制度については、合併時に統合する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p>1 保育料</p> <p>【内容】            国が定める上限額の範囲内で、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定めた階層区分に基づく保育料（月額）を徴収する。</p> <p>(1) 階層区分            1号認定            1 4階層            2号・3号認定    2 1階層</p> <p>(2) 保育料月額            参考資料のとおり</p> <p>(3) 保育料の決定方法            4～8月分：前年度の市町村民税の額により決定            9～3月分：当該年度の市町村民税の額により決定</p>		<p>1 保育料</p> <p>【内容】            国が定める上限額の範囲内で、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定めた階層区分に基づく保育料（月額）を徴収する。</p> <p>(1) 階層区分            1号認定            5階層            2号・3号認定    1 2階層</p> <p>(2) 保育料月額            参考資料のとおり</p> <p>(3) 保育料の決定方法            4～8月分：前年度の市町村民税の額により決定            9～3月分：当該年度の市町村民税の額により決定</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>保育料については、階層区分ごとの保育料月額が異なるため、合併時に再編する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 軽減制度</p> <p>【目的】 少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 多子世帯軽減（国の軽減制度） 同一世帯から児童が2人以上同時に利用する場合に保育料を軽減する。</p> <p>① 対象範囲</p> <p>ア) 1号認定 年少（3歳児）から小学校3年生まで</p> <p>イ) 2・3号認定 0歳児から年長（5歳児）までの就学前児童で、対象施設を同時利用する場合 〈対象施設〉 保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育</p> <p>② 軽減内容 対象範囲内で最年長の子どもから順にカウントして適用する。ただし、1号認定で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、2・3号認定で市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢上限を問わない。 2人目：保育料の半額。ただし、市町村民税非課税世帯は無料。 3人目以降：無料</p>	<p>2 軽減制度</p> <p>【目的】 少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 多子世帯軽減（国の軽減制度） 同一世帯から児童が2人以上同時に利用する場合に保育料を軽減する。</p> <p>① 対象範囲</p> <p>ア) 1号認定 年少（3歳児）から小学校3年生まで</p> <p>イ) 2・3号認定 0歳児から年長（5歳児）までの就学前児童で、対象施設を同時利用する場合 〈対象施設〉 保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育</p> <p>② 軽減内容 対象範囲内で最年長の子どもから順にカウントして適用する。ただし、1号認定で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、2・3号認定で市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢上限を問わない。 2人目：保育料の半額。ただし、市町村民税非課税世帯は無料。 3人目以降：無料</p>	<p>軽減制度については、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市のみ寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 母子等世帯軽減（国の軽減制度） 母子世帯、父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法の保護基準に準ずる世帯の保育料を軽減する。</p> <p>① 対象世帯 1号～3号認定の子どもで、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア) 母子世帯又は父子世帯 イ) 障害者手帳所持者の属する世帯 ウ) 特別児童扶養手当受給児童の属する世帯 エ) 障害基礎年金等受給者の属する世帯 オ) 生活保護法の保護基準に準ずる世帯</p> <p>② 軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯 無料</li> <li>・市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 生計が同一の世帯で最年長の子どもから順にカウントして適用する。 1人目：保育料の半額 2人目以降：無料</li> </ul> <p>(3) 第3子以降保育料無料化 同一の扶養義務者によって3人以上の児童を監護する世帯に対し、<b>18歳未満児童のうち、3人目以降の児童</b>の保育料を無料とする。</p>	<p>(2) 母子等世帯軽減（国の軽減制度） 母子世帯、父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法の保護基準に準ずる世帯の保育料を軽減する。</p> <p>① 対象世帯 1号～3号認定の子どもで、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア) 母子世帯又は父子世帯 イ) 障害者手帳所持者の属する世帯 ウ) 特別児童扶養手当受給児童の属する世帯 エ) 障害基礎年金等受給者の属する世帯 オ) 生活保護法の保護基準に準ずる世帯</p> <p>② 軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯 無料</li> <li>・市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 生計が同一の世帯で最年長の子どもから順にカウントして適用する。 1人目：保育料の半額 2人目以降：無料</li> </ul> <p>(3) 第3子以降保育料無料化 同一の扶養義務者によって3人以上の児童を監護する世帯に対し、<b>年齢上限を問わない子どものうち、3人目以降の3歳未満児</b>の保育料を無料とする。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 寡婦（夫）控除のみなし適用 未婚のひとり親世帯に対し、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用することにより保育料を軽減する。</p> <p>① 対象者 保育料が発生している世帯で、所得を計算する対象となる年の12月31日現在で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア) 婚姻歴がなく、現在も婚姻状態にない母で、生計を同じくする子*がいる者。</p> <p>イ) ア)に該当し、母の合計所得金額が500万円以下の者。</p> <p>ウ) 婚姻歴がなく、現在も婚姻状態にない父で、生計を同じくする子*がおり、父の合計所得金額が500万円以下の者。</p> <p>※総所得金額等が38万円以下で、他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者</p> <p>② 軽減内容 保育料算定の基礎となる所得額から税法上の寡婦（夫）控除を控除して算出した市町村民税の課税状況により保育料を算定する。</p> <p>寡婦控除 26万円 特別寡婦控除 30万円 寡夫控除 26万円</p>	<p>(4) 寡婦（夫）控除のみなし適用 事業なし</p>	

利用者負担額（保育料）基準額表【1号認定（教育標準時間認定）】

各月初日の入園児童の 属する世帯の階層区分	館林市			板倉町	
	階層区分 (14階層)	保育料月額	館林市立幼稚園 経過措置	階層区分 (5階層)	保育料月額
			平成29年度		
生活保護世帯	A	0円	0円	第1階層	0円
市町村民税非課税世帯	B1	1,000円	1,000円	第2階層	1,800円
市町村民税均等割額のみ	B2	3,000円	3,000円		
市町村民税所得割課税世帯	48,599円以下	B3	5,000円	第3階層	7,200円
	62,900円以下	C1	6,200円		
	77,100円以下	C2	7,400円		
	96,300円以下	C3	8,600円	第4階層	11,600円
	115,550円以下	C4	9,800円		
	134,700円以下	C5	11,000円		
	153,900円以下	C6	12,200円		
	173,100円以下	C7	13,400円		
	192,300円以下	C8	14,600円		
	211,200円以下	C9	15,800円		
211,201円以上	C10	17,000円	第5階層	16,800円	

利用者負担額（保育料）基準額表【2号認定・3号認定（保育認定）】

各月初日の入園児童の 属する世帯の階層区分	館林市					板倉町					
	階層区分 (21階層)	保育料月額				階層区分 (12階層)	保育料月額				
		2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）			2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
生活保護世帯	A	0円	0円	0円	0円	第1階層	0円	0円	0円	0円	
市町村民税非課税世帯	B1	1,700円	1,500円	1,700円	1,500円	第2階層	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	
市町村民税均等割額のみ	B2	5,000円	4,900円	5,000円	4,900円	第3階層	5,400円	5,400円	6,800円	6,800円	
市町村民税所得割課税世帯	24,300円未満	B3	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円	第4階層	8,200円	8,000円	9,800円	9,800円
	48,600円未満	B4	8,000円	7,900円	8,000円	7,900円					
	58,200円未満	C1	10,500円	10,400円	12,500円	12,300円	第5階層	12,200円	12,000円	14,000円	13,800円
	67,800円未満	C2	12,000円	11,800円	12,500円	12,300円					
	72,800円未満	C3	13,500円	13,300円	14,000円	13,800円	第6階層	16,000円	15,800円	18,000円	17,800円
	77,400円未満										
	87,000円未満	C4	15,000円	14,800円	15,500円	15,300円	第7階層	17,400円	17,200円	24,600円	24,200円
	97,000円未満	C5	16,500円	16,300円	17,000円	16,800円					
	111,400円未満	C6	17,500円	17,300円	19,000円	18,700円	第8階層	18,600円	18,400円	31,200円	30,800円
	125,800円未満	C7	18,500円	18,200円	21,000円	20,700円					
	133,000円未満	C8	19,500円	19,200円	23,500円	23,200円	第9階層	19,600円	19,400円	35,400円	34,800円
	140,200円未満										
	154,600円未満	C9	20,500円	20,200円	26,000円	25,600円	第10階層	20,400円	20,200円	39,600円	39,000円
	169,000円未満	C10	22,000円	21,700円	28,500円	28,100円					
	179,000円未満	C11	23,500円	23,200円	31,500円	31,000円	第11階層	23,000円	22,800円	44,000円	43,400円
	189,000円未満	C12	24,500円	24,100円	34,000円	33,500円					
199,000円未満	C13	25,500円	25,100円	36,500円	35,900円	第12階層	26,600円	26,200円	48,400円	47,600円	
209,000円未満	C14	26,500円	26,100円	39,000円	38,400円						
235,000円未満	C15	27,500円	27,100円	41,500円	40,800円	第11階層	23,000円	22,800円	44,000円	43,400円	
301,000円未満											
397,000円未満	C16	28,500円	28,100円	44,000円	43,300円	第12階層	26,600円	26,200円	48,400円	47,600円	
397,000円以上											

議案第19号

合併協定項目23-14 生活保護事業について

生活保護事業について、次のとおり提案する。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-14 生活保護事業
調整方針	生活保護事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-14 生活保護事業	関係項目	
調整方針	生活保護事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 要保護者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 保護の実施機関 館林市（館林市福祉事務所）</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活困窮者からの相談及び生活状況の把握</p> <p>(2) 要保護者からの生活保護申請の受理</p> <p>(3) 保護の要否等の決定及び実施（保護費支給事務等）</p> <p>(4) 被保護者の自立の助長を図るための指導及び助言</p> <p>(5) 保護を必要としなくなった被保護者に対する保護の停止又は廃止の決定</p> <p>3 平成28年度末被保護世帯及び人員 468世帯 599人</p>		<p>【目的】 要保護者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 保護の実施機関 群馬県（館林保健福祉事務所）</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活困窮者からの相談及び生活状況の把握</p> <p>(2) 要保護者からの生活保護申請受理及び県への進達</p> <p>(3) 県による保護の要否等の決定に基づく保護の実施（保護費支給事務等）</p> <p>(4) 被保護者の自立の助長を図るための指導及び助言並びに相談者及び受給者の状況の県への報告 ※保護を必要としなくなった被保護者に対する保護の停止又は廃止の決定は、県が行う。</p> <p>3 平成28年度末被保護世帯及び人員 52世帯 63人</p>	
		具体的な調整内容	
		生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合する。	



協議第19号

合併協定項目22 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目22 消防団の取扱い
調整方針	消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 2 消防団の取扱い	関係項目	
調整方針	消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林消防団</p> <p>1 組織 10分団18班体制、合計248名</p> <p>(1) 本部</p> <p>    団長 1名</p> <p>    副団長 3名</p> <p>    本部員 4名</p> <p>        計8名</p> <p>(2) 分団</p> <p>    第1分団～第10分団（全18班）</p> <p>        分団長 10名</p> <p>        副分団長 11名</p> <p>        班長 21名</p> <p>        団員 198名</p> <p>            計240名</p> <p>2 行事</p> <p>(1) 組合主催</p> <p>    出初め式、ポンプ操法競技大会、水防工法習得講習会、秋季点検、非常招集訓練</p> <p>(2) 市主催</p> <p>    総合防災訓練（避難訓練）、各地区体育祭等、各地区自主防災訓練等</p>		<p>○板倉消防団</p> <p>1 組織 5分団体制、合計103名</p> <p>(1) 本部</p> <p>    団長 1名</p> <p>    副団長 2名</p> <p>        計3名</p> <p>(2) 分団</p> <p>    第1分団～第5分団（全5分団）</p> <p>        分団長 5名</p> <p>        副分団長 5名</p> <p>        班長 10名</p> <p>        団員 80名</p> <p>            計100名</p> <p>2 行事</p> <p>(1) 組合主催</p> <p>    出初め式、ポンプ操法競技大会、水防工法習得講習会、秋季点検、春季火災予防防火パレード</p> <p>(2) 町主催</p> <p>    総合防災訓練（避難訓練）、板倉まつり、文化財模擬火災訓練、町民体育祭等</p>	
具体的な調整内容			
<p>消防団については、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町により、館林地区消防組合消防団を運営をしているため、団員の処遇や活動内容は統一されており、変更の必要はない。</p> <p>ただし、組織体制及び名称については、地域特性を考慮しつつ、方面隊制あるいは支団制などの体制を検討し、合併時までに統合する。</p> <p>なお、役員構成及び役員数については、団員の士気向上に配慮したうえで、合併後速やかに再編する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
3 報酬（年額） 団長 289,000 円 副団長 209,000 円 分団長 163,000 円 副分団長 109,000 円 班長 70,000 円 団員 55,000 円 ※消防ポンプ自動車等の機関員及び警鐘員には、それぞれ年額 2,000 円を加算する。	3 報酬（年額） 団長 289,000 円 副団長 209,000 円 分団長 163,000 円 副分団長 109,000 円 班長 70,000 円 団員 55,000 円 ※消防ポンプ自動車等の機関員及び警鐘員には、それぞれ年額 2,000 円を加算する。	



協議第20号

合併協定項目23-18 農林水産関係事業について

農林水産関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-18 農林水産関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>3 農地転用許可については、合併時に統合する。</li></ol>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-18 農林水産関係事業	関係項目	1 農業振興地域整備計画
調整方針	農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b> 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため、総合的な農業振興の計画を定める。</p> <p><b>【概要】</b> 1 内容                  (1) 農用地利用計画                  (2) 農業生産基盤の整備開発計画                  (3) 農用地等の保全計画                  (4) 規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画                  (5) 農業近代化施設の整備計画                  (6) 農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画                  (7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画                  (8) 生活環境施設の整備計画                  2 面積（平成29年4月1日現在）                  行政区域 6,097.00 ha                  農業振興地域 4,401.00 ha                  農用地区域（青地） 2,126.23 ha                  3 農用地区域からの除外手続き（農用地利用計画の変更）                  除外申請受付 8月（年1回）</p>		<p><b>【目的】</b> 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため、総合的な農業振興の計画を定める。</p> <p><b>【概要】</b> 1 内容                  (1) 農用地利用計画                  (2) 農業生産基盤の整備開発計画                  (3) 農用地等の保全計画                  (4) 規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画                  (5) 農業近代化施設の整備計画                  (6) 農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画                  (7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画                  (8) 生活環境施設の整備計画                  2 面積（平成29年4月1日現在）                  行政区域 4,186.00 ha                  農業振興地域 3,789.00 ha                  農用地区域（青地） 1,930.30 ha                  3 農用地区域からの除外手続き（農用地利用計画の変更）                  除外申請受付 6月及び12月（年2回）</p>	
		具体的な調整内容	
		<p>農業振興地域整備計画については、合併時は市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p> <p>ただし、農用地区域からの除外手続きについては、合併時まで調整する。</p>	

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-18 農林水産関係事業	関係項目	2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
調整方針	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b>                  農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標などを総合的に定める。</p> <p><b>【策定日】</b>                  平成6年10月28日（平成28年12月最終改正）</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 目標年次 概ね10年後</p> <p>2 農業経営の目標</p> <p>(1) 年間労働時間（主たる従事者1人あたり）                  2,000時間程度</p> <p>(2) 年間農業所得（主たる従事者1人あたり）</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標                  370万円</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 250万円</p>		<p><b>【目的】</b>                  農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標などを総合的に定める。</p> <p><b>【策定日】</b>                  平成18年7月20日（平成29年1月最終改正）</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 目標年次 概ね10年後</p> <p>2 農業経営の目標</p> <p>(1) 年間労働時間（主たる従事者1人あたり）                  2,000時間程度</p> <p>(2) 年間農業所得（主たる従事者1人あたり）</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標                  370万円</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 250万円</p>	
		具体的な調整内容	
		農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は市町の構想をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(3) 主要な営農類型  地域農業の現況を踏まえ、農業経営の類型ごとに経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等の指標を具体的に定めている。</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標  <b>[個別経営体 12類型]</b>  ・ 水稲+麦  ・ 施設野菜（キュウリ）+水稲+麦 等</p> <p><b>[組織経営体 1類型]</b>  ・ 水稲+麦+露地野菜（キュウリ）</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標  <b>[個別経営体 8類型]</b>  ・ 水稲+麦  ・ 施設野菜（キュウリ専作） 等</p> <p>(4) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 <b>85%</b></p>	<p>(3) 主要な営農類型  地域農業の現況を踏まえ、農業経営の類型ごとに経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等の指標を具体的に定めている。</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標  <b>[11類型]</b>  ・ 水稲+麦  ・ 施設野菜（キュウリ）+水稲+麦 等</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標  <b>[6類型]</b>  ・ 水稲+麦  ・ 施設野菜（キュウリ専作） 等</p> <p>(4) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 <b>79%</b></p>	



館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-18 農林水産関係事業	関係項目	3 農地転用許可
調整方針	農地転用許可については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 土地の農業的利用と非農業的利用（開発）との調整を図りつつ、農地の荒廃及び乱開発を防止して優良農地を確保するため、農地法に基づき市街化区域外の農地を農地以外に利用する目的で転用する場合に許可を要する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 許可権者</p> <p>(1) 4 ha以下の場合 市農業委員会</p> <p>(2) 4 ha超の場合 市農業委員会が申請を受理し、県へ進達のうえ、県知事が許可する。</p> <p>2 許可区分</p> <p>(1) 農地法第4条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴わないもの ※平成28年度許可件数 11件</p> <p>(2) 農地法第5条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴うもの ※平成28年度許可件数 50件</p>		<p>【目的】 土地の農業的利用と非農業的利用（開発）との調整を図りつつ、農地の荒廃及び乱開発を防止して優良農地を確保するため、農地法に基づき市街化区域外の農地を農地以外に利用する目的で転用する場合に許可を要する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 許可権者</p> <p>町農業委員会が申請を受理し、県へ進達のうえ、県知事が許可する。</p> <p>2 許可区分</p> <p>(1) 農地法第4条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴わないもの ※平成28年度許可件数 4件</p> <p>(2) 農地法第5条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴うもの ※平成28年度許可件数 14件</p>	
		具体的な調整内容	
		農地転用許可については、館林市の例により合併時に統合する。	



協議第21号

合併協定項目23-19 商工・観光関係事業について

商工・観光関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-19 商工・観光関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。</li><li>2 板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。</li><li>3 板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。</li><li>4 中小企業融資制度に関することについては、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。</li><li>(2) 利子補給金については、合併時に統合する。</li></ol></li></ol>

	5 観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。
--	---

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	1 新規団地開発の推進																																				
調整方針	新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。																																						
現		況																																					
館 林 市		板 倉 町																																					
<p>【目的】 財源確保と雇用の維持及び拡大、地域経済の更なる活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 1 市内の団地（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>館林工業団地</td><td>32.8</td></tr> <tr><td>館林金属工業団地</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>鞍掛第一工業団地</td><td>28.0</td></tr> <tr><td>館林東部工業団地</td><td>53.0</td></tr> <tr><td>北部工業団地</td><td>30.3</td></tr> <tr><td>北部第二工業団地</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>北部第三工業団地</td><td>16.7</td></tr> <tr><td>野辺流通団地</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>野辺第二流通団地</td><td>16.8</td></tr> <tr><td>谷田川北部産業団地</td><td>18.9</td></tr> <tr><td>渡瀬南部産業団地</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>228.4</td></tr> </tbody> </table> <p>2 新規団地開発計画 既存工業・産業団地の拡張</p>		団地名	面積 (ha)	館林工業団地	32.8	館林金属工業団地	6.3	鞍掛第一工業団地	28.0	館林東部工業団地	53.0	北部工業団地	30.3	北部第二工業団地	11.2	北部第三工業団地	16.7	野辺流通団地	4.8	野辺第二流通団地	16.8	谷田川北部産業団地	18.9	渡瀬南部産業団地	9.6	合 計	228.4	<p>【目的】 財源確保と雇用の維持及び拡大、地域経済の更なる活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 1 町内の団地（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>板倉工業団地</td><td>37.1</td></tr> <tr><td>岩田流通団地</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>板倉ニュータウン産業用地</td><td>66.8</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>119.9</td></tr> </tbody> </table> <p>※板倉ニュータウン産業用地については、66.8ha（太陽光発電所用地5ha含む。）のうち、16.4haが分譲済み（平成29年4月1日現在）。</p> <p>2 新規団地開発計画 なし</p>		団地名	面積 (ha)	板倉工業団地	37.1	岩田流通団地	16.0	板倉ニュータウン産業用地	66.8	合 計	119.9
団地名	面積 (ha)																																						
館林工業団地	32.8																																						
館林金属工業団地	6.3																																						
鞍掛第一工業団地	28.0																																						
館林東部工業団地	53.0																																						
北部工業団地	30.3																																						
北部第二工業団地	11.2																																						
北部第三工業団地	16.7																																						
野辺流通団地	4.8																																						
野辺第二流通団地	16.8																																						
谷田川北部産業団地	18.9																																						
渡瀬南部産業団地	9.6																																						
合 計	228.4																																						
団地名	面積 (ha)																																						
板倉工業団地	37.1																																						
岩田流通団地	16.0																																						
板倉ニュータウン産業用地	66.8																																						
合 計	119.9																																						
		具体的な調整内容																																					
		新規団地開発の推進については、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲について考慮しながら、合併後も新規団地開発の事業化に向けて引き続き群馬県へ協力を要請する。																																					

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	2 板倉ニュータウンの整備												
調整方針	板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。														
現		況													
館 林 市	板 倉 町		具体的な調整内容												
事業なし	<p>○板倉ニュータウン</p> <p><b>【目的】</b> 住宅用地等の販売や商業用地の利活用を促進し、町の人口減少の歯止めと、まちの賑わい創出や地域経済の活性化を図るため、板倉ニュータウンの早期完成を目指す。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 事業主体 群馬県（企業局）</p> <p>2 開発総面積（平成29年4月1日現在）</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>住宅用地</td><td>64.3 ha</td></tr> <tr><td>商業・業務用地</td><td>25.7 ha</td></tr> <tr><td>産業用地</td><td>66.8 ha</td></tr> <tr><td>大学用地</td><td>35.8 ha</td></tr> <tr><td>都市計画公園用地</td><td>25.4 ha</td></tr> <tr><td>合計</td><td>218.0 ha</td></tr> </table> <p>3 内容 群馬県企業局による造成工事が円滑に進むように、地元への説明対応や町関係部署との調整など、群馬県と連携し事業を推進する。</p>		住宅用地	64.3 ha	商業・業務用地	25.7 ha	産業用地	66.8 ha	大学用地	35.8 ha	都市計画公園用地	25.4 ha	合計	218.0 ha	<p>板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。</p>
住宅用地	64.3 ha														
商業・業務用地	25.7 ha														
産業用地	66.8 ha														
大学用地	35.8 ha														
都市計画公園用地	25.4 ha														
合計	218.0 ha														

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	3 板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進
調整方針	板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
事業なし	<p><b>【目的】</b> 産業施設及び商業施設の誘致促進を図るため、必要な優遇措置を講ずることにより、優良な産業施設等の立地及び雇用機会の拡大を図り、もって地域の発展及び町民生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b> 板倉ニュータウン地区内の産業用地及び商業用地に進出する指定事業者に対し、奨励金を交付する。</p> <p><b>【優遇措置】</b></p> <p>1 産業施設立地促進奨励金</p> <p>(1) 指定集積業種※に属する事業者 事業開始後の課税初年から5年間、固定資産税額の15%を交付する。</p> <p>(2) 指定集積業種※に属さない事業者 事業開始後の課税初年から5年間、固定資産税額の10%を交付する。</p> <p>※企業立地促進法基本計画に基づいて集積業種に指定された業種（基盤技術・アナログ技術関連産業、医療健康・食品産業、環境・エネルギー関連産業）</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>2 商業施設立地促進奨励金 事業開始後の課税初年から5年間、固定資産税相当額を交付する。</p> <p>3 雇用促進奨励金 事業開始以前から町内に居住している者を新規雇用した場合に、事業開始日から1年以上継続して雇用された者の人数に対し、1人あたり10万円を交付する。ただし、300万円を限度とし、1回限りの交付とする。</p> <p>4 緑地設置奨励金 商業用地において、緑化に要する経費の30%を交付する。ただし、300万円を限度とし、1回限りの交付とする。</p> <p>5 地球温暖化対策奨励金 地球温暖化対策に要する経費のうち、国及び県等からの補助金を控除した額の30%を交付する。ただし、300万円を限度とし、1回限りの交付とする。</p>	



### 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	4 中小企業融資制度に関すること
調整方針	中小企業融資制度に関することについては、次のとおりとする。 (1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。 (2) 利子補給金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 中小企業資金融資 <b>【目的】</b> 中小企業者及び中小企業体が必要とする施設及び設備の整備並びに経営の合理化及び安定化に必要な資金の融資を促進し、中小企業の振興に資することを目的とする。  <b>【概要】</b> (1) 小口資金 ① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでいる市税等及び県税の未納がない中小企業者 ② 資金用途      運転資金、設備資金 ③ 融資限度額    1, 250万円 ④ 融資利率       年1. 8% ⑤ 融資期間 運転資金   6年以内(6か月以内の据置期間含む) 設備資金   8年以内(6か月以内の据置期間含む)	1 中小企業資金融資 <b>【目的】</b> 資金調達に困難する町内中小企業の信用力及び担保力の不足を補い、零細小口金融の融通を図るため、群馬県と連携して町内中小企業の振興を図る。また、町内の中小企業者が施設設備を近代化する場合にその資金を貸付けることにより、企業の合理化を推進し中小企業の振興を図る。  <b>【概要】</b> (1) 小口資金 ① 対象者 1年以上継続して町内に事業所等を有し、1年以上継続して特定事業を営んでいる、町税を滞納していない中小企業者 ② 資金用途      運転資金、設備資金 ③ 融資限度額    1, 250万円 ④ 融資利率       年3. 0% ⑤ 融資期間 運転資金   6年以内(6か月以内の据置期間含む) 設備資金   8年以内(6か月以内の据置期間含む)	中小企業資金融資については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 経営振興資金</p> <p>① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者で、市税等の未納がなく、市内に設備を設置又は購入する者</p> <p>② 資金用途 設備資金</p> <p>③ 融資限度額 5,000万円</p> <p>④ 融資利率 年1.7%</p> <p>⑤ 融資期間 10年以内（12か月以内の据置期間含む）</p> <p>(3) 経営安定資金</p> <p>① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者で、市税等の未納がなく、直近3か月の売上高又は粗利益が前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して減少している者</p> <p>② 資金用途 運転資金</p> <p>③ 融資限度額 2,000万円</p> <p>④ 融資利率 融資期間5年以内 年1.5% 融資期間5年超7年以内 年1.7%</p> <p>⑤ 融資期間 7年以内（24か月以内の据置期間含む）</p>	<p>(2) 中小企業設備近代化資金</p> <p>① 対象者 町内で同一事業を3年以上継続して営み、次のいずれかの要件を備えていると認められる者</p> <p>ア) 店舗の新築、改築、増築及び店舗内外の付帯施設等に資金を必要とするとき</p> <p>イ) 事業場の新築、改築、増築及び機械設備等に資金を必要とするとき</p> <p>② 資金用途 設備資金</p> <p>③ 融資限度額 1,000万円</p> <p>④ 融資利率 年2.5%</p> <p>⑤ 融資期間 10年以内（1年以内の据置期間含む）</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 小企業者緊急経営資金</p> <p>① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでおり、市税等の未納がなく、常時使用する従業員の数が10人以下の小企業者</p> <p>② 資金用途 緊急的に必要とする運転資金</p> <p>③ 融資限度額 100万円</p> <p>④ 融資利率 年2.0%</p> <p>⑤ 融資期間 5年以内</p> <p>2 中小企業融資利子補給金</p> <p>【目的】 中小企業者が受けた融資の支払利子に相当する額を利子補給金として交付することにより、経営の安定、設備投資の促進又は後継者の事業意欲の向上等を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 経営振興資金利子補給金</p> <p>① 対象者 経営振興資金を借り受けた市内の中小企業者で、市税等の滞納がない者。ただし、借換えについては、平成27年度以前に融資実行となった者。</p> <p>② 補給額 1年間に支払う利子額（延滞等による利子を除く。）</p> <p>③ 補給期間 1年</p>	<p>2 中小企業融資利子補給金</p> <p>【目的】 中小企業者が受けた融資の支払利子に相当する額を利子補給金として交付することにより、設備投資の促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 中小企業設備近代化資金利子補給金</p> <p>① 対象者 中小企業設備近代化資金を借り受けた町内の中小企業者</p> <p>② 補給額 利子額の3分の1以内</p> <p>③ 補給期間 3年以内</p>	<p>中小企業融資利子補給金については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 商工業後継者育成利子補給金</p> <p>① 対象者 事業の継承や分離独立に伴い、店舗、工場、販売設備又は生産設備を設置する商工業者又は後継者</p> <p>② 補給額 借入額のうち元金2,000万円を限度として1年間に支払われた利子の50%以内の額</p> <p>③ 補給期間 3年以内</p> <p>(3) 創業融資利子補給金</p> <p>① 対象融資</p> <p>ア) 群馬県が実施する創業関係の融資制度 イ) 政府系金融機関が実施する創業関係の融資制度 ウ) 民間の金融機関が実施する創業関係の融資で、上記ア)、イ)の融資の標準的な条件に準じるもの</p> <p>② 対象者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>ア) 新たに創業する者又は創業後1年未満の者 イ) 市内で新たに本店もしくは主たる事業所を設置する法人又は市内に新たに主たる事業所を設置する個人 ウ) 市内で引き続き事業を営むことが確実と認められる者 エ) 市税等を滞納していない者</p> <p>③ 補給額及び期間 2年間に支払う利子額（延滞等による利子を除く。）</p>		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	5 観光行事
調整方針	観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
行事名	館林さくらまつり		観光行事については、地域資源を活用した独自の事業であるため、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。
開催日	3月下旬～4月上旬		
場 所	鶴生田川両岸、多々良保安林、近藤沼、等		
主 催	館林市観光協会		
内 容	市内各所の桜を楽しむことができ、期間中は鶴生田川会場の桜がライトアップされる。		
行事名	こいのぼりの里まつり		
開催日	3月下旬～5月上旬		
場 所	鶴生田川両岸、多々良沼、近藤沼、等		
主 催	館林市観光協会		
内 容	平成17年に世界記録に認定され、大小4,000匹を超えるこいのぼりが織りなす壮観な景色が見られる。		
行事名	つつじまつり		
開催日	4月上旬～5月上旬		
場 所	つつじが岡公園		
主 催	館林市		
内 容	国の名勝に指定される歴史的価値の高い推定樹齢800年のヤマツツジや樹高4mを超える巨樹群など、50余品種約1万株のツツジを見ることができる。		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	行事名 揚舟 谷田川めぐり 開催日 5月～6月、9月～10月の土・日曜日、祝日 場 所 群馬の水郷公園（谷田川） 主 催 板倉町 内 容 かつて水害時の避難のために使用された揚舟に乗りながら、関東地方で初めて重要文化的景観に選定された水場景観を鑑賞する。	
行事名 たてばやし花菖蒲まつり 開催日 6月初旬～6月下旬 場 所 館林花菖蒲園（つつじが岡第二公園） 主 催 館林市観光協会 内 容 200品種の花菖蒲が咲きそろい、期間中は花摘み娘による花から摘みなどのイベントが行われる。		
行事名 夏の城沼花ハスまつり 開催日 7月中旬～8月中旬 場 所 城沼 主 催 館林市観光協会 内 容 まつり期間中に「花ハスクルーズ」が運航され、船上から城沼に群生するハスの花を間近で鑑賞することができる。		
行事名 館林まつり 開催日 7月第3土・日曜日 場 所 本町通り 主 催 館林まつり実行委員会 内 容 パレード、民踊流し、大人みこし、特設ステージ、子ども広場などのイベントが催される。	行事名 板倉まつり 開催日 8月第1土曜日 場 所 板倉東洋大前駅西口南側広場 主 催 板倉まつり運営委員会 内 容 神輿、山車、よさこい、ステージ発表、打ち上げ花火などのイベントが催される。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
行事名 館林手筒花火大会 開催日 7月第4土曜日 場 所 館林市役所東広場 主 催 館林まつり実行委員会 内 容 館林藩主・榊原氏の発祥の地である三河地方に伝わる手筒花火のほか、スターマインの打ち上げ花火が見られる。		
行事名 たてばやし七夕まつり 開催日 8月7日 場 所 本町通り 主 催 たてばやし七夕まつり実行委員会 内 容 明治中期を起源とする伝統行事で、本町通りから下町まで色鮮やかな竹飾りが飾られる。		
	行事名 Eボートレース渡良瀬大会 開催日 8月 場 所 谷中湖（渡良瀬貯水池・北ブロック） 主 催 Eボートレース渡良瀬大会実行委員会 内 容 ドラゴンカヌー型Eボート（10人乗り）でタイムレースを行う大会を通して、渡良瀬遊水地の利用促進と周辺市町等との交流を図る。	
行事名 麺ー1グランプリ in 館林 開催日 10月頃 場 所 館林市役所東広場 主 催 「麺ー1グランプリ in 館林」実行委員会 内 容 市内外から集結する麺グルメのイベントを通して、麺のまち、うどんの里館林をPRする。		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
行事名 館林市産業祭 開催日 11月第3日曜日 場 所 館林市文化会館周辺 主 催 館林市産業振興会 内 容 地域産業の振興のため、農産物や商業商品の紹介・販売、郷土芸能発表会などを行う。	行事名 板倉町商工祭 開催日 10月最終土曜日 場 所 板倉町中央公民館 主 催 板倉町商工会 内 容 地域産業の振興のため、農産物や商業商品の紹介・販売などを行う。	
行事名 初市（だるま市） 開催日 1月18日 場 所 仲町通り～かごめ通り 主 催 館林商工会議所、館林市 内 容 明治15年頃を起源とする伝統行事で、だるまの販売や供養、各種出店、コンサート等が行われる。		



協議第22号

合併協定項目23-20 勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-20 勤労者・消費者関連事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 雇用奨励金については、合併時に統合する。</li><li>2 勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。</li><li>3 消費生活相談については、合併時に統合する。</li></ol>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-20 勤労者・消費者関連事業	関係項目	1 雇用奨励金
調整方針	雇用奨励金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】</p> <p>事業者等に対して雇用奨励金を支給することにより、安定的な就職が困難な求職者等の自立を助長するとともに常時雇用を推進する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 トライアル雇用奨励金</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>次のいずれにも該当する中小企業者等とする。</p> <p>① 市内に主たる事業所を有し、かつ、市内で継続して事業を営んでいること。</p> <p>② 市税の滞納がないこと。</p> <p>③ 国のトライアル雇用による試行雇用奨励金の支給決定を受けていること。</p> <p>(2) 対象労働者</p> <p>本市に居住する求職者で、本市に存する事業所にトライアル雇用された者</p> <p>(3) 支給額</p> <p>1人につき月額2万円とする。ただし、1中小事業者等につき2人を限度とする。</p> <p>(4) 支給期間</p> <p>試行雇用期間（3か月以内）</p>		<p>事業なし</p>	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>雇用奨励金については、館林市のみで実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 障がい者雇用奨励金</p> <p>(1) 支給対象 国の特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定を受けた事業者で、市内に事業所を有し、かつ、市税の滞納がない事業者</p> <p>(2) 対象労働者 本市に居住する65歳未満の障がい者</p> <p>(3) 支給額 1人につき年額25万円</p> <p>3 高齢者雇用奨励金</p> <p>(1) 支給対象 次のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>① 市内に事業所を有し、かつ、館林公共職業安定所に事業所の設置を届け出ている事業者</p> <p>② 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、保管している事業者</p> <p>③ 市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない事業者</p> <p>(2) 対象労働者 市内に6か月以上居住する65歳以上の者で、6か月以上継続して雇用され、勤務場所が市内の事業所である者。ただし、館林市高齢者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない者とする。</p> <p>(3) 支給額 1人につき年額10万円</p>		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 正規雇用促進奨励金</p> <p>(1) 支給対象 次のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>① 市内に事業所を有し、かつ、館林公共職業安定所に事業所の設置を届け出ている事業者</p> <p>② 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、保管している事業者</p> <p>③ 市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない事業者</p> <p>(2) 対象労働者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 市内に6か月以上居住する65歳未満の者（市内事業所に勤務する者に限る。）</p> <p>② 平成29年4月1日以降、非正規雇用から賃金が月給で支給される正規雇用へ雇用契約が更改された者で、6か月以上継続して雇用されている者</p> <p>③ 正規雇用時の基本給と非正規雇用時の基本給を時給に換算して比較し、5%以上上昇している者</p> <p>④ 事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職、再雇用されていない者</p> <p>(3) 支給額 1人につき10万円とし、対象労働者が女性の場合は女性キャリアアップ奨励金10万円を加算支給する。ただし、1年度につき、1事業者当たり2人までとする。</p>		

現 況		具体的な調整内容									
館 林 市	板 倉 町										
<p>5 UIターン支援奨励金</p> <p>(1) 支給対象労働者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 雇用開始日が平成29年4月1日以降の者で、賃金が月給で支給され、かつ、6か月以上継続して正規雇用されている者（市内事業所に勤務する者に限る。）</p> <p>② 新規学卒者又は卒業後3年以内の新規学卒者扱いの者</p> <p>③ 雇用開始後2週間までに本市に居住し、継続して6か月以上居住する者</p> <p>④ 事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職、再雇用、市内事業所への転勤がされていない者</p> <p>⑤ 市税の滞納がない者</p> <p>(2) 支給対象事業者 支給対象労働者を雇用し、かつ、次のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>① 市内に事業所を有し、かつ、館林公共職業安定所に事業所の設置を届け出ている事業者</p> <p>② 市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない事業者</p> <p>③ 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、保管している事業者</p> <p>(3) 支給額（支給対象労働者1人あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労働者</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市外から市内に転入した場合</td> <td>15万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>市内に住所登録がある場合</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>			労働者	事業者	市外から市内に転入した場合	15万円	5万円	市内に住所登録がある場合	5万円	5万円	
	労働者	事業者									
市外から市内に転入した場合	15万円	5万円									
市内に住所登録がある場合	5万円	5万円									

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-20 勤労者・消費者関連事業	関係項目	2 勤労者資金融資制度	
調整方針	勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p>1 勤労者住宅資金</p> <p><b>【目的】</b> 市内に住宅の敷地を取得し、又は住宅を建築若しくは取得しようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の住宅建設の促進を図り、もって勤労者の福祉と生活の向上を図る。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 対象者 市内に居住又は勤務先を有する若しくは有しようとする勤労者で、市内に自己居住用の住宅を建築（取得）、又は敷地を取得しようとする者</p> <p>(2) 資金使途 住宅の新築、増築、改築、既存住宅の取得、土地取得</p> <p>(3) 融資条件</p> <p>① 融資限度額     1,000万円</p> <p>② 融資利率        年2.3%</p> <p>③ 融資期間        20年以内</p>		<p>1 勤労者住宅建設資金</p> <p><b>【目的】</b> 町内において住宅の敷地の取得及び住宅の建築又は取得しようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の住宅建設の促進を図り、もって勤労者の福祉と生活の向上を図る。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 対象者 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己居住用の住宅の敷地を取得し、及び住宅を建築（取得）しようとする者</p> <p>(2) 資金使途 住宅の新築、増築、改築、既存住宅の取得、土地取得</p> <p>(3) 融資条件</p> <p>① 融資限度額     500万円</p> <p>② 融資利率        年3.6%</p> <p>③ 融資期間        20年以内。ただし、最終返済年齢を65歳までとする。</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>勤労者住宅資金については、融資条件が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 勤労者生活資金</p> <p>【目的】</p> <p>市内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 同一事業所に1年以上継続して勤務し、かつ、1年以上市内に居住する勤労者</p> <p>(2) 資金使途 医療費、冠婚葬祭費、交通事故処理費、災害復旧費、耐久消費財購入費、教育費、育児・介護休業に伴う生活費等</p> <p>(3) 融資条件</p> <p>① 融資限度額 1世帯200万円</p> <p>② 融資利率 年2.1%とする。ただし、資金使途が教育費、育児・介護休業に伴う生活費の場合は、年1.9%とする。</p> <p>③ 融資期間 5年以内。ただし、育児・介護休業に伴う生活費については、1年以内の据置期間を置くことができる。</p>	<p>2 勤労者生活資金</p> <p>事業なし</p>	<p>勤労者生活資金については、館林市のみで実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-20 勤労者・消費者関連事業	関係項目	3 消費生活相談
調整方針	消費生活相談については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 消費生活相談員が、商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言・斡旋を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相談事業</p> <p>(1) 相談時間 平日 午前9時～午後4時</p> <p>(2) 相談場所 館林市消費生活センター (市民センター分室内)</p> <p>(3) 相談員 3人 (嘱託職員)</p> <p>(4) 相談件数 543件 (平成28年度)</p> <p>2 教育・啓発事業</p> <p>(1) 消費生活に関する出前講座 悪質商法や契約トラブル等の被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及・向上を図るため、消費生活相談員が手口や対処法について講話する。</p> <p>(2) 消費者教育及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止啓発の冊子やリーフレットの作成・配布 (各催事にあわせて配布)</li> <li>・「消費生活センターニュース」の発行 (四半期毎)</li> </ul>		<p>【目的】 消費生活相談員が、商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言・斡旋を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相談事業</p> <p>(1) 相談時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>(2) 相談場所 板倉町消費生活センター (板倉町役場第二庁舎内)</p> <p>(3) 相談員 1人 (正規職員)</p> <p>(4) 相談件数 24件 (平成28年度)</p> <p>2 教育・啓発事業</p> <p>(1) 消費生活に関する出前講座 悪質商法や契約トラブル等の被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及・向上を図るため、消費生活相談員が手口や対処法について講話する。</p> <p>(2) 消費者教育及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止リーフレット等の配布 (毎戸、回覧、各催事にあわせて配布)</li> <li>・町広報紙による消費者被害防止の啓発 (毎月)</li> </ul>	
		具体的な調整内容	
		消費生活相談については、消費生活センターの相談時間及び相談員の雇用形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	



協議第23号

合併協定項目23-21 建設関係事業について

建設関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-21 建設関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 都市計画については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>(2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。</li></ol></li><li>2 開発許可等に関することについては、合併時に統合する。</li><li>3 景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>4 耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li></ol>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	1 都市計画
調整方針	都市計画については、次のとおりとする。 (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 館林市都市計画マスタープラン (平成17年3月策定) <b>【目的】</b> 都市計画法第18条の2に基づき、概ね20年後を目標とした市町村の将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定することにより、まちづくりに対する市民、関係者の理解・参加を深め、住民、関係者と行政が協力してまちづくりを進めていく。  <b>【内容】</b> (1) 目標年次 平成37年度 (2) 都市の将来像 市民と行政の協働で築く、「街並みと自然が調和した 公園文化都市 たてばやし」 (3) 都市づくりの目標 ・賑わいのある中心市街地、閑静な周辺住宅地、美しい田園地帯が共存する都市の形成 ・市民の安全・安心を確保し、しかも便利で快適に暮らせる都市の形成 ・恵まれた自然と城下町としての歴史をいかした都市の形成		1 板倉町都市計画マスタープラン (平成17年3月策定) <b>【目的】</b> 都市計画法第18条の2に基づき、概ね20年後を目標とした市町村の将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定することにより、まちづくりに対する町民、関係者の理解・参加を深め、住民、関係者と行政が協力してまちづくりを進めていく。  <b>【内容】</b> (1) 目標年次 平成37年度 (2) 都市の将来像 みんなが安心して暮らせるまち  (3) 都市づくりの目標 ・活力ある産業を創造するまちづくり ・誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり ・自然と共生し、田園風景を大切にするまちづくり	
具体的な調整内容			
都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに全体的に見直し、再編する。			

現 況			現 況			具体的な調整内容
館 林 市			板 倉 町			
(4) 都市計画区域（平成28年度末日現在）			(4) 都市計画区域（平成28年度末日現在）			
区域区分・用途地域	面積 (ha)	割合 (%)	区域区分・用途地域	面積 (ha)	割合 (%)	
市街化区域	1,691	27.8	市街化区域	395	9.4	
第一種低層住居専用地域	230	13.6	第一種低層住居専用地域	90	22.8	
第一種中高層住居専用地域	397	23.5	第一種中高層住居専用地域	117	29.7	
第二種中高層住居専用地域	88	5.2	第二種中高層住居専用地域	—	—	
第一種住居地域	357	21.1	第一種住居地域	55	14.0	
第二種住居地域	84	5.0	第二種住居地域	—	—	
近隣商業地域	92	5.4	近隣商業地域	10	2.5	
商業地域	45	2.7	商業地域	5	1.2	
準工業地域	186	11.0	準工業地域	81	20.4	
工業専用地域	212	12.5	工業専用地域	37	9.4	
市街化調整区域	4,406	72.2	市街化調整区域	3,791	90.6	
都市計画区域（合計）	6,097	100.0	都市計画区域（合計）	4,186	100.0	
<p>2 広域的な立地適正化の方針</p> <p>【名称】 館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針 (平成29年度策定)</p> <p>【目的】 都市再生特別措置法第81条に基づき、「広域的な立地適正化の方針」を都市圏で策定することにより、連携強化や機能分担を行い、効率的な都市運営を図る。</p> <p>【内容】 1市4町（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）で構成する、館林都市圏広域立地適正化方針決定協議会において策定。</p>			<p>2 広域的な立地適正化の方針</p> <p>【名称】 館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針 (平成29年度策定)</p> <p>【目的】 都市再生特別措置法第81条に基づき、「広域的な立地適正化の方針」を都市圏で策定することにより、連携強化や機能分担を行い、効率的な都市運営を図る。</p> <p>【内容】 1市4町（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）で構成する、館林都市圏広域立地適正化方針決定協議会において策定。</p>			<p>広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。</p>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	2 開発許可等に関する事
調整方針	開発許可等に関する事については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 開発許可制度</p> <p><b>【目的】</b> 都市計画で定められるいわゆる線引き制度の実効性を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図る。</p> <p><b>【内容】</b> (1) 開発許可が必要な開発行為の規模</p> <p>① 市街化区域 開発区域が1,000㎡以上の開発行為</p> <p>② 市街化調整区域 すべての開発行為に許可が必要だが、許可を受けられるものは一定のものに限定。</p> <p>③ 開発審査会の議を経て許可する開発行為 都市計画法第34条第14号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものを開発審査会の議を経て許可する。</p>		<p>1 開発許可制度</p> <p>板倉町は群馬県から権限移譲されていないため事務を行っていない。</p>	
具体的な調整内容			
<p>開発許可等に関する事については、館林市の例により合併時に統合する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 建築許可（開発許可の例外） 市街化調整区域内の開発許可を受けた開発区域以外の土地において、建築物の新築・改築・用途変更等を行う際には、都市計画法第43条建築許可が必要となる。ただし、開発行為を伴う場合は、都市計画法第29条開発許可が必要となる。</p> <p>(3) 開発許可の審査基準 群馬県県土整備部建築課「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」を運用。</p> <p>(4) 平成28年度申請件数 都市計画法第29条（開発許可） 34件 都市計画法第43条（建築許可） 22件</p> <p>2 優良宅地及び優良住宅の認定 【目的】 租税特別措置法第31条の2に基づき、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、優良な住宅の供給を図る。</p> <p>【内容】 (1) 優良宅地認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定 (2) 優良住宅認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定</p>	<p>〈参考〉平成28年度県への申請件数 都市計画法第29条（開発許可） 7件 都市計画法第43条（建築許可） 2件</p> <p>2 優良宅地及び優良住宅の認定 【目的】 租税特別措置法第31条の2に基づき、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、優良な住宅の供給を図る。</p> <p>【内容】 (1) 優良宅地認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定 (2) 優良住宅認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定</p>	

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	3 景観計画
調整方針	景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし	<p><b>【名称】</b> 板倉町風景計画（平成22年6月策定）</p> <p><b>【目的】</b> 町は平成20年8月に景観法で定める景観行政団体となり、同法第8条及び板倉町風景条例第7条の規定に基づいた景観計画を策定したもので、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いで行くことを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 基本理念 板倉らしい生活文化を守り、育み、美しい風景をつくる</p> <p>2 風景づくりの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風景の骨格となっている水田・農地、河川等の水辺を守り育む</li> <li>・身近な生活環境を豊かなものにする</li> <li>・地域が培ってきた歴史や文化的な資産を保全し、活用する</li> <li>・みんなで風景づくりに取り組む</li> </ul> <p>3 届出が必要な建築物・工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高さ12mを超える建築物、工作物</li> <li>(2) 高さ2mを超える柵、塀、擁壁の類</li> <li>(3) 建築面積が1,000㎡を超える建築物 等</li> </ul>		<p>景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	4 耐震改修促進計画
調整方針	耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【名称】</b> 館林市耐震改修促進計画</p> <p><b>【目的】</b> 市内における建築物について具体的な目標を定めて、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み、地震災害から市民の生命や財産を守る。</p> <p><b>【内容】</b> ・民間建築物の耐震化を促進するための支援 ・市有建築物の耐震化促進</p> <p><b>【計画期間】</b> 第1期 平成20年度～平成27年度（8年間） 第2期 平成28年度～平成32年度（5年間）</p>		<p><b>【名称】</b> 板倉町耐震改修促進計画</p> <p><b>【目的】</b> 町内における建築物について具体的な目標を定めて、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み、地震災害から町民の生命や財産を守る。</p> <p><b>【内容】</b> ・民間建築物の耐震化を促進するための支援 ・町有建築物の耐震化促進</p> <p><b>【計画期間】</b> 第1期 平成20年度～平成27年度（8年間） 第2期 平成28年度～平成32年度（5年間）</p>	
		具体的な調整内容	
		耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に計画を見直し、再編する。	





協議第24号

合併協定項目23-22 下水道事業について

下水道事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年8月30日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-22 下水道事業
調整方針	1 下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-22 下水道事業	関係項目	1 下水道全体計画・事業計画
調整方針	下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 下水道全体計画</p> <p><b>【名称】</b> 館林市公共下水道事業基本計画</p> <p><b>【内容】</b> 下水道法第2条の2の規定により県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標等に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するために定める計画。将来人口や発生負荷量の推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質等を定める。</p> <p><b>【計画概要】</b></p> <p>(1) 計画目標年次      平成38年度 (2) 処理区名            館林処理区 (3) 下水道計画区域    2,770ha</p>	<p>1 下水道全体計画</p> <p><b>【名称】</b> 板倉町公共下水道全体計画</p> <p><b>【内容】</b> 下水道法第2条の2の規定により県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標等に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するために定める計画。将来人口や発生負荷量の推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質等を定める。</p> <p><b>【計画概要】</b></p> <p>(1) 計画目標年次      平成38年度 (2) 処理区名            板倉処理区 (3) 下水道計画区域    218ha</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>下水道全体計画・事業計画については、合併時は、現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 下水道事業計画</p> <p><b>【名称】</b> 館林市公共下水道事業計画</p> <p><b>【目的】</b> 全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する。</p> <p><b>【計画目標年次】</b> 平成33年度（平成28年度策定）</p> <p><b>【事業区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法事業計画           1,149ha</li> <li>・下水道整備面積               853ha</li> </ul>	<p>2 下水道事業計画</p> <p><b>【名称】</b> 板倉町公共下水道事業計画</p> <p><b>【目的】</b> 全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する。</p> <p><b>【計画目標年次】</b> 平成33年度（平成29年度策定予定）</p> <p><b>【事業区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法事業計画           218ha</li> <li>・下水道整備面積               145ha</li> </ul>	



寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成29年7月10日から平成29年8月10日まで

2 お問合せ数及び方法

2件（メール）

**お問合せ番号25**

【お問合せ日：平成29年8月2日、方法：メール、お住まい：館林市】

第6回の協議会での議論であった、「保健衛生事業」について副会長である栗原町長より私見の発言が有りましたが、議長・副議長という立場は議事の進行や議決の確認に関わる役割であり、不適切と思うのですがいかがでしょうか。

また、発言内容ですが、「無料のものを有料とするのは大変だ」、「良いとこどりをしないと合併は壊れる」との話でしたが、その考えはあまりにも「大衆迎合」な考えと言えます。「受益者負担という考え方」、「一部の面を見るのではなく、全体としてどうなのか」を考慮すべきだと思います。それと負担額も500円の1コインであり、それでも行政の負担は0ではないわけです。

「無料のものを有料とするのは大変だ」と言いながら、この時期に学校給食無料化を決める、それってどうなのでしょう。それこそ合併を壊す要因を作り出していることになりませんか。

別な方の意見として、「財政面の全体像」が示されてない中で、「保健衛生事業」の利用者負担額を含めた審議はできないとのことでしたが、各項目の審議・決定を重ねることで財政面全体への影響が明確になるものですし、「卵が先か鶏が先か」のことではないでしょうか。一旦各項目をどうするのかを決めていくしかないと思います。これからも市と町の考え方の違いは出てくると思いますが、合併に際しての基本的な考え方、進め方を話し合うことが必要に思えます。

## 事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

第6回合併協議会において、複数の委員及び副会長より、さまざまなご意見がございました。

合併協議会の事務局としましては、「中立の立場」であり、協議会の中で出された意見に対して賛否を申しあげる立場にはございませんが、合併は、これまでまったく同じではない地方自治が行われてきた2つのまちが1つになることであり、新たなまちづくりや事務事業の調整にあたって、両市町の委員や住民それぞれに多くの考え方、意見や要望があるものと認識しております。

合併協議会は、合併を大きな目標として協議を進めることの必要性が両市町の議会で認められたことにより設置された法定協議会であり、両市町を代表する委員の皆様は、建設的な議論を進めていただく議事に努めなければならないと認識しております。利用者負担などを含めた事務事業の調整につきましては、判断材料となる資料の作成を含めまして、引き続き検討したいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

## お問合せ番号26

【お問合せ日：平成29年8月4日、方法：メール、お住まい：館林市】

資料等見てみましたが、すでに合併ありきで進んでいるように見えます。ですがこれから来る縮小社会を考えれば、生活圏は徒歩圏で成り立つようになるので合併するべきではないし合併する意味がないと考えています。むしろ、徒歩圏で整備し分割すべきなのではないでしょうか？

**事務局からの回答**

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、「すでに合併ありきで進んでいるように見えます」というご意見につきましては、合併協議会は、合併を大きな目標として協議を進めることの必要性が両市町の議会で認められたことにより設置された法定協議会です。そのため、合併後を想定した新たなまちづくりの方針策定や事務事業の調整などを行うことが本協議会の役割であり、これらを目的とした資料作成が進められています。

なお、合併協議会における協議が整ったとしても、住民の代表である両市町の議会による議決が得られなければ合併はできないものであり、現時点で合併するという結論が出ているものではありません。

次に「これから来る縮小社会を考えれば、生活圏は徒歩圏で成り立つようになるので合併するべきではないし合併する意味がないと考えています。むしろ、徒歩圏で整備し分割すべきなのではないでしょうか」というご意見につきましては、少子高齢化や人口減少が進む中で、生活圏を徒歩圏で成り立たせるためには、さらなる生活・交通インフラの整備が必要と考えます。また、今後の縮小社会を考えた場合、生活圏が徒歩圏で収まるという考え方がある一方、元気で活動的な高齢者が増えれば、必ずしも徒歩圏だけでは収まらないという見方もできます。なお、徒歩圏で分割するという考え方につきましては、コンパクトシティにも通じるものですが、分割後の「まとまり」をどう設定するのか、また、分割後の「自治」が適正に行われるのかなど、課題整理が必要であると認識しています。

両市町の合併は、最大の行財政改革を進めながら、新たなまちとしての発展を目指すものですので、ご理解をよろしくお願いします。